

訪問介護（ホームヘルプ）サービス・ 総合事業訪問型サービスを利用される方へ

介護保険の訪問介護（ホームヘルプ）・総合事業訪問型サービスは、利用者本人のためのサービスであり、利用範囲が決まっています。自立支援を目的としたケアプラン（居宅サービス計画）に位置付けることにより利用できます。

☆身体介護☆ ※生活援助訪問サービスでは利用できません。

利用者の身体に直接触れて行う介助（そのために必要な準備、後片付けなど含む）、利用者が日常生活を営むのに必要な機能向上などのための介助や専門的な援助です。



具体例

- ◎トイレ・ポータブルトイレ利用の介助、おむつ交換
- ◎食事や服薬の介助
- ◎入浴（部分浴、全身浴）や洗髪、全身を拭くなどの介助
- ◎身体整容（爪切り、耳そうじ、髭の手入れ等）、着替えの介助
- ◎体位を変える、車いすへの乗り移りの介助
- ◎起床・就寝の介助
- ◎自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（ヘルパーと一緒にいる掃除、洗濯、整理整頓、衣類整理、調理、配膳、後片付け等）
- ◎通院時の介助

※病院内は原則介護保険が利用できませんが、院内での移動などに介助が必要になる場合は、介護保険を利用できます。ただし、単なる待ち時間や診察など、ヘルパーに直接介助してもらってない時間は介護保険の対象とはなりません。

※病院への入院、退院時の送迎は基本的にはご家族等で行ってください。また、入院中、施設に入所中の一時帰宅の際には介護保険は利用できません。※基本健康診査や予防接種受診時の介助は介護保険の対象となります。

（往診可能な場合を除く）